

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC事務センターにアシスタント契約職員として雇用され、各種届出書類の受付事務に従事していたところ、右手の示指と中指の間の手の平の奥が痛くなったため、平成〇年〇月〇日にD病院に受診し「右示指PIP関節炎（主）、項部筋筋膜炎、腰痛症」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務により発症したとして、監督署長に対し療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、パソコンを用いる過重な業務によって「右示指PIP関節炎及び項部筋筋膜炎」(以下「本件疾病」という。)を発症したと主張するので、労働省(現厚生労働省)労働基準局長が定めた「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)に照らして、検討する。

なお、当審査会は、当該認定基準は専門家の知見に基づいて定めたものであることから、妥当であると判断する。

(2) 認定基準では、業務上と認められるためには、次のいずれの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められる上肢障害であることとされている。

ア 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること

イ 発症前に過重な業務に就労したこと

ウ 過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること

(3) まず、上記(2)のアについては、請求人が日常的に行うパソコンを用いた検索作業は、認定基準に定める「認定要件の運用基準」(以下「運用基準」という。)に規定する「上肢の反復動作の多い作業」に該当し、この作業を平成〇年〇月から行っており、受診した平成〇年〇月〇日まで約1年6か月間継続していることから、運用基準で定める「相当期間」(原則として6か月程度以上)従事したと認められることから、当該要件は満たしていると認められる。

次に、上記(2)のイについては、運用基準では、「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、①同一事業場に

おける同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合又は②業務量が一定せず、例えばa. 業務量が1か月の平均では通常範囲内であっても、1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの又はb. 業務量が1日の平均では通常範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるものに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合とされている。

請求人は、記録ノートにおいて、「アシスタントの中で請求人ほどタッチ数の多い者はいない。」と主張しているが、それを裏付ける客観的な資料は示していない。

また、請求人は平成○年○月○日付け聴取書において、受け持ち担当事務所の数から業務量を算出したとして、「平成○年○月○日から平成○年○月○日までの業務量が、それ以前の業務量と比較しておよそ4割から7割増しになっている。」と主張しているが、決定書理由第2の2の(2)のイで説示するように、同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加している事実は認められず、上記①の要件には該当しない。

次に実地調査復命書で算定した結果によれば、1日の業務量が通常のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月間のうち10日程度認められる状態が発症直前3か月程度継続している事実は確認されておらず、また、時間によって作業量に波があるということはない旨の請求人の申述によれば、請求人の従事するパソコン作業は、時間帯により業務量の差が生じるものではないことから、②の要件にも該当しないと判断する。

以上のとおり、本件については、上記(2)のイの要件を満たしていないが、念のため、上記(2)のウの要件についてみると、請求人に発症した本件疾病と業務との因果関係について、E医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、「仕事内容、時間、量、体勢などから、上記症状(右示指PIP関節痛、項部の痛み)出現が考えられる。」との所見を述べているのに対し、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「右示指近位指節間関節炎については、パソコン操作によって起こることを全く否定することはできないが、非常に珍しいと考える。項筋筋膜症については、パソコン操作により項部

を同一姿勢にすることにより発症することはあり得るが、他の日常動作でも起こり得ると考える。」との所見を述べ、業務との因果関係について否定的な見解を示している。請求人の訴えた疼痛部位と右示指PIP関節とは部位が一致しておらず、上記疼痛と右示指PIP関節炎の関連は不明であるが、右示指PIP関節炎と業務の関連についてはF医師の意見が妥当であり、本件疾病と業務との因果関係は明らかではないと考える。したがって、当審査会は、ウの要件は満たしていないと判断する。

- (4) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は、上記(2)の認定要件のうちのアの要件を満たしているが、医学上療養が必要であると認められる上肢障害であるか否かについてさらに検討すると、次のとおりである。

労災保険法における療養とは、政府が必要と認めるものとして、療養の給付の内容について、具体的には個々の傷病につき身体機能の回復に必要なかどうかによって判断しなければならないとしており、一般的には、療養の効果が医学上一般に認められるものでなければならないとされている。

請求人の本件疾病の受診時の診療報酬明細書では、初診料の算定がなされているほかは、投薬や処置、検査等の算定はなされておらず、請求人に対して、療養の効果が認められる必要な治療が行われていたとは認められず、かつ、初診日以外に請求人が主張する本件疾病に係る受診日は認められない。すなわち、請求人の本件疾病に対して必要な治療が行われていないことからすれば、医学上療養が必要である上肢障害であるとは認められない。

- (5) 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

)